

提案制度の概要

都市計画提案制度

都市計画提案制度は、地域の皆様のまちづくりに対する取り組みを都市計画行政に積極的に取り込んでいくために、土地所有者やまちづくり団体等が一定の条件を満たせば、県または市に都市計画の決定（変更）することを提案できる制度です。

加古川市では市民の皆様がこの制度を有効に活用していただき、地域に応じたまちづくりを進めるため、平成16年11月11日から運用を開始しました。

提案できる内容

加古川市が定める都市計画について提案ができます。例えば、用途地域や地区計画などがあります。（兵庫県が定める都市計画の提案については、兵庫県都市計画課へご相談ください。）

提案できる人

次のいずれかに該当する人。

- ① 提案しようとする区域内の土地所有者または借地権者等。
- ② まちづくりの推進を目的とするNPO法人等。

提案の要件

次に掲げるすべてを満たすことが必要です。

- ① 提案しようとする区域内の土地所有者等の2/3以上の人数及び面積の同意が得られていること。（運用に関する要綱では、土地所有者等の総意によって賛同が得られた提案であることを基本とします。）
- ② 提案内容が都市計画に関する法令上の基準や市のまちづくり方針等に適合していること。
- ③ 0.5ha以上のまとまった土地の区域であること。

提案に必要な書類

次に掲げる書類の提出が必要です。

- ① 計画提案書（様式第1号）
- ② 都市計画の素案
 - (1) 都市計画を定める区域を明らかにした図面（縮尺2,500分の1の地形図）
 - (2) 都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した書類
 - (3) 都市計画提案に係る理由書
- ③ 提案しようとする区域内の土地所有者等の一覧表（様式第2号）
- ④ 提案しようとする区域内の土地所有者等の同意の意思を示す書類（様式第3号）
- ⑤ 提案しようとする区域内の土地に係る法務局備付の地図の写し及び土地登記事項要約書、建物登記事項要約書
- ⑥ 提案しようとする区域内の土地所有者等に対する提案説明実施報告書（様式第4号）
- ⑦ 周辺住民等への説明に関する報告書（様式第5号）
- ⑧ 周辺環境等への検討に関する資料（様式第6号）
- ⑨ 提案者が法人の場合は、登記簿謄本及び定款又は寄付行為
- ⑩ その他市長が必要と認める資料

事前相談

都市計画課窓口において事前相談に応じます。都市計画提案制度の仕組みや市の都市計画の方針などについての説明のほか、素案についての情報提供やアドバイスなどを行います。

※ 提案の手続きの流れについては「加古川市都市計画提案制度運用フロー」をご覧ください。

※ 提案制度の運用については、「加古川市都市計画提案制度の運用に関する要綱」をご覧ください。